

進捗状況報告シート

(2012年度・大学)

担当部局は ☆印の箇所を記入してください。

I. 評価項目・要素と担当部局

本シートの自己点検・評価を行う部局と項目・要素は次のとおりである。

対象部局	総合支援センター
大項目	0 理念・目的
中項目	
小項目	0.0.1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。
要素	理念・目的の明確化 実績や資源からみた理念・目的の適切性 個性化への対応
小項目	0.0.2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。
要素	構成員に対する周知方法と有効性 社会への公表方法
小項目	0.0.3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。
要素	

II. 自己点検・評価(2011.5.1～2012.4.30の進捗状況報告)

《目標・指標》

本項目において、2011年度～2013年度の中期的な「目標」と「指標」を次のとおり設定し、毎年度進捗状況の評価を行っている。

進捗評価はA、B、C、Dの4段階とし、2012年4月30日現在における目標の達成度評価(2013年度の達成に対してどこまで進んだかの評価)を行った。A、B、C、D評価は目安として次のようなものである。

- A : 目標実現のための計画や方策などを適切に実行し、目標を達成している。もしくはほぼ達成している。
- B : 目標実現のための計画や方策などを概ね適切に実行しているが、まだ目標は達成していない。
- C : 目標実現のための計画や方策などを実行しているが十分ではなく、目標は達成していない。達成にはまだしばらく時間がかかる。
- D : 目標実現のための計画や方策などを実行していない。当然目標は達成していない。

2011年度に設定した「目標」	左記目標の「指標」	進捗評価		
		2011	2012	2013
1. 「発達障がいのある学生」に対する修学支援（授業保障）と自立支援を行なう支援プログラムを策定する。	プログラムの策定状況 評価基準： A→修学支援、自立支援の両プログラムを策定 B→どちらか一方を策定 C→評価基準なし D→両方とも未策定	B		
2. 「聴覚障がいのある学生を支援するための遠隔情報保障システムを新しい学生支援メニューとして導入する。	遠隔情報保障システムの年間運用回数 評価基準： A→5回以上 B→3～4回 C→1～2回 D→0回	C		
3. 「こころ」や「身体」に困難を抱える学生を支援することについての理解・啓発を促進させる教職員向けプログラムを実施する。	啓発プログラムの実施回数 評価基準： A→2回以上 B→1回 C→評価基準なし D→0回	A		
		☆		
2012年度以降に設定した「目標」	左記目標の「指標」	2011	2012	2013
	→			
	→			

《現状の説明》 ※ 全小項目について記述が必要

本項目の小項目ごとの現状は次のとおりである。

小項目0.0.1	<p>0.0.1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。</p> <p>(理念・目的の設定の有無) いずれかにチェックしてください。 →→→ <input checked="" type="radio"/> 理念・目的を設定している <input type="radio"/> 理念・目的を設定していない</p> <p>(理念・目的) 高等教育における障がいのある学生への支援の基本的な考え方は、国連で決議された「障害者権利条約」と(我が国は2006年に署名)、2011年に改正された「障害者基本法」に基づく考え方に準拠している。それに先立ち、関西学院大学の障がい者支援基本理念は、1975年身体障害者問題委員会答申に基づき、1. 人は全て教育を受ける権利を有し、その能力に応ずる教育を受ける機会を等しく与えられなければならない。2. 本学はキリスト教主義をもって建学の精神としている。これを身体障害者問題という具体的現実の中で問い直し、具体化していかなければならない。3. 学生は自ら学習する権利とともに正当な教育サービスを受ける権利を有する。身体上の障害の故にこの学生としての権利を教授することが損なわれることがあってはならない。以上を理念・目的としている。 また、学生支援相談室では「守秘義務」を基に学生の個人情報の取扱いに関する規範を明確に定めている。</p> <p>(説明) 本学は障がい者支援の基本理念に基づき、2006年まで各学部で支援を行ってきたが、全学で障がいのある学生に対する支援を均質にするため教務部キャンパス自立支援課を設置した。また、2011年度からは学生部学生支援センターで行ってきた学生相談事業と連携強化を図るため事務統合を行い、「心」と「身体」の総合的支援を行なうことを目的としている。</p> <p>(活動内容) (1) 「心」と「身体」に両属する発達障がいにはアスペルガー症候群、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害に大きく分類されている。本学では2011年度12名の学生が在籍していた。その内何らかの支援を受けた学生は9名であった。キャンパス自立支援室は、学生支援相談室と連携・協働しながら、修学支援のためのプログラムとして、個々の困難さによって、①授業のノートテイク ②学習計画指導(スモール・ステップ) ③履修登録時の指導を準備し実施した。 (2) 本年度新たな取り組みとして、東日本大震災で被災した大学の授業保障システムとして遠隔情報保障システムを導入し、2011年度は宮城教育大学の授業1コマを年間支援した。また、本学においても「人権問題講演会」「キャリアガイダンス」のノートテイク(パソコンテイク)を遠隔情報保障システム運用の経験を活かし、「連携入力」方式を採用し技術の継承を行なった。これにより新たなノートテイク技術が習得できた。 (3) 本年度2012年1月23日に学生部の職員を対象に、2月16日に法学部教職員を対象に「こころや身体に困難を抱える学生対応について」研修会を企画実施した。この企画は事務統合による成果として、「心」と「身体」の総合的支援策として実現したものである。また、これに関連して、1月20日に「発達障がい学生の支援」をテーマに日本学生支援機構と共催で近畿地区の高等教育機関や本学教職員を対象に研修会を実施した。これは本学が日本学生支援機構のネットワーク拠点校としての役割を果たすものである。</p>
小項目0.0.2	<p>0.0.2 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。</p> <p>(周知・公表の有無) いずれかにチェックしてください。 →→→→→→→ <input checked="" type="radio"/> 周知・公表している <input type="radio"/> 周知・公表していない</p> <p>(説明) 大学のホームページに総合支援センター「キャンパス自立支援室」「学生支援相談室」をそれぞれ掲載し周知を図っている。また、新入生には全員に対し学生支援相談室およびキャンパス自立支援室の利用案内を配布している。教職員に対しては「障がいのある学生の授業における配慮」や「教職員のための学生対応ハンドブック」を配布して周知を図っている。</p>
小項目0.0.3	<p>0.0.3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。</p> <p>(検証の有無) いずれかにチェックしてください。 →→→→→→→→→→→ <input checked="" type="radio"/> 検証している <input type="radio"/> 検証していない</p> <p>(説明) 総合支援センター内にキャンパス自立支援室で「事例検討会」を学生支援相談室で「事例報告検討会」を定期的に行い、具体的事例について理念目的に沿った支援をしているか検証している。また、「総合支援センター連絡会」を定期的に行い総合支援センター設置の意図であるキャンパス自立支援室と学生支援相談室の情報共有を通じ、連携強化の検証を行なっている。</p>
その他	

《評価指標データ》

☆ 追加データがあれば追加してください。

◎効果が上がっている事項 ※目標の進捗評価が「A」の場合は必ず記述してください。

《点検・評価(1)》効果が上がっている事項 注)出来るだけ内容を裏付ける客観的根拠を記述してください。

点検・評価の結果、効果が上がっている事項は次のとおりである。

小項目0.0.1	総合支援センターは、組織統合し2011年4月にスタートしたが、学生支援相談室の「守秘義務」および「学生の個人情報保護」に関する規範を組織全体で共有し学生対応を進めることができた。また、特に発達障がいのある学生への支援については、障がいの故に学習する権利が損なわれないよう学生支援相談室機能とキャンパス自立支援室機能の両面から連携・協働し支援に取り組む方策を共有した。これら取り組みは、関西学院新基本構想の中で、大学のめざす大学像「垣根なき学びと探究の共同体」を実現するために策定された「新中期計画」に基づいた組織統合であり、本学のキリスト教主義教育の理念の一つであるひとり一人を大切にすることを共有している。
★小項目0.0.2	2011年度組織統合に従い、大学のホームページに総合支援センター「キャンパス自立支援室」「学生支援相談室」のそれぞれの内容を更新し社会に公表した。また、新入生には全員に対し学生支援相談室およびキャンパス自立支援室の利用案内を配布し、各学部の新入生オリエンテーションに職員やカウンセラー、コーディネータが出向き利用案内の説明を行い周知を図った。教職員に対しては、障害のある学生で支援を必要とする授業の担当教員に対し①「障がいのある学生の授業における配慮」を配布し、②学部に対しては「配慮文」を作成し担当教員への周知を図った。一方学生支援相談室では、学生対応の具体的対応に役立つよう「教職員のための学生対応ハンドブック」を配布し理解促進を図った。
小項目0.0.3	キャンパス自立支援室「事例検討会」および学生支援相談室「事例報告検討会」を授業期間中、原則月1回定期的に開催し、具体的事例について理念目的に沿った支援をしているか検証している。また、「総合支援センター連絡会」を2011年度は6回開催し、キャンパス自立支援室と学生支援相談室の情報共有を図り、総合支援センター設置の目的に沿った連携の強化を行なっている。
その他	

《次年度に向けた方策(1)》伸長させるための方策

注)出来るだけ手順や方法を明確にするなど行動計画を具体的に記述してください。

効果が上がっている事項の次年度に向けた方策（伸長させるための方策）は次のとおりである。

小項目0.0.1	個人情報の取り扱いに注意しながら、総合支援センター内における情報共有の規範を定める。特に困難を抱えている学生に対する修学支援については、学生支援相談室とキャンパス自立支援室とが連携し、必要な支援計画を立てる事ができるようにする。また、障がいのある学生の修学支援について文部科学省高等教育の動向を睨みながら「合理的配慮」を検証し、学内の取扱いルールを策定する。
★小項目0.0.2	総合支援センターの周知を一層深めるため、大学のホームページを更新し、総合支援センターの紹介だけでなく、総合支援センターが主催する行事やイベントを公表、告知できるようにする。また、総合支援センターが発行する利用案内やハンドブックに新しい情報を追加掲載する。
小項目0.0.3	総合支援センター連絡会では、キャンパス自立支援室と学生支援相談室からの報告が中心となっている。次年度は議事の進め方を改善し、総合支援センターの方針に関わる「テーマ」を設定協議して活性化を行なう。
その他	

◎改善すべき事項 ※目標の進捗評価が「D」の場合は必ず記述してください。

《点検・評価(2)》改善すべき事項 注)出来るだけ内容を裏付ける客観的根拠を記述してください。

点検・評価の結果、改善すべき事項は次のとおりである。

小項目0.0.1	障害者基本法の改正（2011年度）、文部科学省高等教育局の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の動向に注視しながら、今後の障がい学生に対する支援範囲等の問題の対応を検討する。特に今は支援の対象になっていない「精神疾患」のある学生の相談には対応できているが、具体的な修学支援について対応の方針がない。
★小項目0.0.2	総合支援センターのホームページは、「キャンパス自立支援室」と「学生支援相談室」の紹介にとどまっている。
小項目0.0.3	総合支援センター長、副長、委員と総合支援センタースタッフが参加する「総合支援センター連絡会」の運営について、昨年度は報告事項を中心に情報共有を図ったが、運営方針に関する取り組みが必要である。
その他	

《次年度に向けた方策(2)》改善方策

注)出来るだけ手順や方法を明確にするなど行動計画を具体的に記述してください。

改善すべき事項の次年度に向けた方策（改善方策）は次のとおりである。

小項目0.0.1	文部科学省で現在検討が進められている「高等教育段階における合理的配慮や支援」に関する動向を把握しながら、今後課題になる「精神疾患」のある学生支援について、支援制度を検討する。発達障がいの診断がない学生に対する支援制度を新たに設置する。特に医療機関に学生を導くことを前提に、支援が必要な学生の判定基準を設ける。
★小項目0.0.2	総合支援センターのホームページの内容を見直し、主催する行事やイベントを中心にタイムリーな情報提供を行う。
小項目0.0.3	「総合支援センター連絡会」の運営について、情報共有を図るとともに、運営方針に関する「テーマ」を設定し、学生支援の充実を行なう。
その他	

◎自由記述

上記以外は次のとおりである。

《点検・評価》&《次年度に向けた方策》

★ その他 (自由記述)	<p>(1) 日本学生支援機構から出版されている「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成23年度改訂版)」に、参考情報ではあるが「精神障害」の項目が加えられており、今後支援対象として検討が必要である。</p> <p>(2) 障がいのある学生の入学は年々増加しているが、授業が開始されてから修学上困難を抱える学生からの相談を受けることが多くなり、支援体制の取り組みが遅れ、学生にとっては単位取得が困難になるという問題が生じてきている。そのため入試段階からの障がいのある学生の情報を関係機関と共有できるよう調整を行なう。</p>
--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Ⅲ. 学内第三者評価 <評価専門委員会の評価>

Ⅱ. の自己点検・評価について、評価専門委員会のコメントは次のとおりである。

○総合支援センター設置の目的に沿った活動の進展が見られるようであり、評価できます。「発達障害」、「精神疾患」の学生に対する修学支援などへの取り組みが今後さらに期待されます。

○全体にわたり、丁寧な記述で好感が持てます。そして、統合後の真摯な活動が伝わってきます。貴センターが扱っておられる案件は、昨今、社会で大きな問題となっているもので、大学としても非常に重要な事柄です。今後の活動に期待するところです。

○目標の指標を評価する基準(評価基準)を目標設定時から作っていることは、評価がぶれることがなく大変好ましいことです。ただ、現在の目標は単年度など短期的なものが多いようです。発足後間もないので仕方がない部分がありますが、今後は中期的な目標設定にご努力ください。

○本報告シートの形式は、大学基準協会の内容に準拠しているため、センターの状況に充分対応したものではない感がありますが、提出された本シートには(活動内容)としてセンターの活動内容を示していただきましたので、活動内容がよくわかります。

○現状説明は出来るだけ丁寧に記述し、効果が上がっている事項や改善すべき事項はそれを点検・評価した結果を簡潔に、また具体的に記述する必要があります。提出されたシートでは、効果が上がっている事項や改善すべき事項には、現状の説明で記述されていることが重複記述されていることが多いようです。

○現状の説明、小項目0.0.1で記述されている理念・目的は、障害のある学生への支援についてのものです。学生支援相談室を含んだ総合支援センターのものでしょうか。

○遠隔情報保障システムの内容を具体的に示すことが望まれます。この方面での一層の努力が期待されます。

○初めて読んだ者は、統合後、総合支援センターに、キャンパス自立支援課と学生支援相談室があることが分かりにくいのではないのでしょうか。両部局が統合されたことで察しは付くのですが、現状の説明の(説明)の中でこのことを説明しておいた方がいいでしょう。そして、目的を実現させるために総合支援センターを設置した、とする方が分かりやすいでしょう。

○目標2.3については現状の説明、小項目0.0.1で記述されていますが、目標1については触れられていません。少しでも進捗状況について記述があればと思います。

○現状の説明、小項目0.0.2において、ホームページに「掲載し周知を図っている」とありますが、「キャンパス自立支援室」と「学生支援相談室」は掲載されていますが、理念・目的は見当たりません。

○改善すべき事項で上がってきたことを、中期的な目標に設定することもお考えください。

○目標の進捗評価が「A」の場合は効果があがっている事項に、「D」の場合は改善すべき事項に記述が必要です。

○現状の説明、小項目0.0.1において、「また、学生支援室では「守秘義務」・・・」は(活動内容)の中で記述される方がよいでしょう。ここは、(理念・目的)だけの方が好ましいと思います。

Ⅳ. 学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

Ⅲ. の学内第三者評価を受け、次のとおり追加記述を行う。

- ご指摘のとおり目標は短期的なものが中心になっていますので、今後中期的な目標設定を課題といたします。
- 効果が上がっている事項や改善すべき事項の記述につきましては、次年度以降現状説明と重複しないよう注意いたします。
- 現状の説明、小項目0.0.1で記述している理念目的は、障がいのある学生支援の記述が多くなっています。総合支援センター規程には学生支援相談室を含んだ目的として、「総合支援センターは、障がいのある学生の修学支援と学生相談(心理・修学・生活相談)を遂行し且つ相互に連携強化を図り、学生のワンストップサービスを提供する」と明記していますので、今後はこの点を中心に記述いたします。
- ★ 遠隔情報保障システムは、昨年3月の東日本大震災で被災した宮城教育大学の授業支援を本学で一部行なうために始まったシステムです。システムは、話者(宮城教育大学授業担当教員)の音声の本学で「パソコンノートテイク」を行い、インターネットを通じ利用者の手許携帯電話に文字情報として表示させるものです。今後は学内の情報保障の仕組みとして利用できる可能性があるものです。
- 総合支援センターには「キャンパス自立支援室」と「学生支援相談室」があることを次年度以降分かりやすく説明いたします。
- 目標1につきましては、現状の説明、小項目0.0.1の(1)でご説明させていただいています。
- ホームページに今後、理念・目的を掲載するようにいたします。
- 「目標」3「こころ」や「身体」に困難を抱える学生に関する教職員への理解啓発プログラムを、本年度は法学部と理工学部の教職員に対し実施いたしました。発題はカウンセラーおよびコーディネータが行ないました。